

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記載例

<例1> 特別徴収から普通徴収へ切り替える場合

年税額 120,000 円の人が8月31日に退職し、8月分までの住民税を徴収した場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告に係る場合は、給与支払報告に○を付けてください（※参照）。

退職等により転居した場合には、転居後の住所を必ず記入してください。

該当する理由番号に○を付けてください。

特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。

該当する事由番号に○を付けてください。

未徴収税額を本人が払う場合は、「3」に○を付けてください。

「7」その他を選択する場合には、切替事由（給与不定期等）を必ず記入してください。

年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号		51010298		
宛名番号				
所属氏名	所属	経理課		
	氏名	我孫子		
担当連絡先	電話	04-7185-1111		
	内線			
フリガナ	アピコ タロウ			
氏名	我孫子 太郎 (旧姓)			
生年月日	昭和50年 8月 1日			
個人番号	900002000030			
受給者番号				
1月1日現在の住所	我孫子市我孫子10-1-1			
異動後の住所				
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	120,000 円	(イ) 徴収済額	30,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
		6 月から	9 月から	
		8 月まで	5 月まで	
異動年月日	4 年	8 月	31 日	
異動の事由	① 退職			異動後の未徴収税額の徴収方法
	2. 転勤			1. 特別徴収継続
	3. 休職・長欠			2. 一括徴収
	4. 死亡			3. 普通徴収 (本人納付)
	5. 支払少額・不定期			
	6. 合併・解散			
	7. その他			
	事由・理由 (7の場合)			
理由	3. 普通徴収の場合			
	① 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため			
	3. 死亡による退職であるため			

- 早期提出にご協力ください

普通徴収の納期は年4回（6月、8月、10月、翌年1月）です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割し、本人が納付します。給与所得者異動届出書の提出が遅れると、普通徴収の納期の回数が少なくなり、1回あたりの納付額が大きくなります。また、事業所あてに督促状が送付されることがあります。

- ※ 給与支払報告書を提出した者のうち、4月1日現在給与の支払いを受けていない場合は4月15日までに異動届出書を提出する必要があります。

<例2> 特別徴収から一括徴収をする場合

年税額 120,000 円の人が8月31日に退職し、未徴収税額分を一括徴収する場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

我孫子市長 あり 給与支払者 特別徴収義務者		所在地	〒 270-1192 我孫子市我孫子1858番地		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
		フリガナ	アビコシヤクシヨ		特別徴収義務者 指定番号	51010298			
年 月 日 提出		氏名又は名称	我孫子市役所		担連 当給 者先	所属 氏名	経理課 我孫子		
		個人番号 又は法人番号	9 0 0 0 0 2 0 1 2 2 2 2 0		電話	04-7185-1111		内線	
給与所得者	フリガナ	アビコ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	我孫子 太郎 (旧姓)		120,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	4 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 (7の場合)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日	昭和50年8月1日							
	個人番号	9 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 0							
	1月1日 現在の住所	我孫子市我孫子10-1-1							
異動後の 住所									

同額となります。

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
理由	1. 異動が令和 4 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	8 月 31 日	90,000 円	8 月分 (翌月10日納入期限分) で
理由	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			納入します。

特別徴収義務者指定
番号を必ず記入して
ください。

該当する事由番号に
○を付けてくださ
い。

未徴収税額を一括徴
収する場合は、「2」
に○を付けてくださ
い。

納入月を記入して下
さい。

該当する理由番号
に○を付けてくだ
さい。

- 一括徴収にご協力ください
1月1日以降に退職した場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています（地方税法第321条の5）。
また、12月31日までに退職した場合でも一括徴収の申出があった際には、未徴収税額を一括徴収していただきますようご協力ください。

<例3> 転勤（転職）し、異動先の事業所でも特別徴収を継続する場合

年税額 120,000 円の人が8月分までを前事業所で徴収し、9月分から新事業所で特別徴収を開始する場合

給与支払報告 特別徴収		給与支払者		所在地		フリガナ		氏名又は名称		個人番号 又は法人番号		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
我孫子市長 あて		給与支払者		〒 270-1192		我孫子市我孫子1858番地		アビコシヤクジョ		9 0 0 0 0 2 0 1 2 2 2 2 0		2024		51010298					
年 月 日提出		特別徴収者		アビコ タロウ		我孫子 太郎		我孫子市役所		9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 0		4		経理課		我孫子		04-7185-1111	
フリガナ		氏名		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法					
アビコ タロウ		我孫子 太郎 (旧姓)		120,000 円		6 月から 8 月まで		9 月から 5 月まで		4 年 8 月 31 日		① 退職 ② 転勤 ③ 退職・長欠 ④ 死亡 ⑤ 支払少額・不定期 ⑥ 合併・解散 ⑦ その他 (事由・理由(7の場合))		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人納付)					
生年月日		昭和50年8月1日																	
個人番号		受給者番号		1月1日 現在の住所		異動後の 住所													
9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 0				我孫子市我孫子10-1-1															
120,000 円																			
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号		新規		法人番号		9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		新しい勤務先へは、 月割額 10,000 円を 9 月分(翌月10日納入期限分)か ら 徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号		1		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1.必要 ②不要	
111-2222		〒 111-2222		我孫子市我孫子1234番地		アビコショウジ		我孫子		04-1111-1111		1		1.必要 ②不要					
アビコ ショウジ		我孫子 商事		総務課		我孫子		04-1111-1111		1		1.必要 ②不要							

新しい事業所で既に我孫子市の指定番号がある場合は、記入してください。

特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。

該当する事由番号に○を付けてください。

特別徴収を継続する場合は、「1」に○を付けてください。

新しい事業所で特別徴収を開始する月を記入してください。

• 転勤（転職）による異動届出書の提出について

転勤（転職）により特別徴収を継続する場合、この異動届出書は新事業所を経由してご提出ください。なお、新事業所からの提出が難しい場合には、普通徴収<例1>として、前事業所からご提出ください。